# 訪問リハビリテーション
# 利用のご案内

医療法人石井会 石井病院

## あなたの「できるようになりたい」を応援します

「訪問リハビリテーション」は、理学療法士や作業療法士などの国家資格を持ったスタッフが自宅に訪問し、あらかじめ設定した目標に向かって、実生活の場でリハビリテーション（以下リハビリ）を行うほか、ご家族に福祉器具や介助方法などのアドバイスも行っています。

## どんなサービスが受けられるの？

### 自宅のトイレで用を足せるようになりたい

トイレまでの動線をチェックし、部屋のレイアウトに沿って移動するための訓練や個室での動作衣類の着脱訓練などを行います。

### 入浴の介助方法を教えてほしい

車椅子から浴室のシャワー用椅子への移乗方法など、日常生活の介助方法を個々の状態や希望に応じてアドバイスします。

### もう一度好きなことをしたい

お料理や旅行など、具体的な夢や趣味、日課、やってみたいことなどを目標に設定し、質の高い生活に向けサポートします。

### 少しでも自分で歩きたい

利用者の状態と生活動作を確認し、一人ひとりにふさわしい福祉用具の提案や使用方法についてご案内します。

## ご利用対象

- 要支援（1・2）、要介護（1～5）認定されている方
- 主治医から「訪問リハビリテーションが必要」と認められた方

訪問地域▼

・伊勢崎市内
・前橋、玉村町の一部

※この他の市町にお住まいの方は、別途ご相談ください。

## 訪問リハビリ利用開始までの流れ

**かかりつけ医か担当のケアマネジャーに相談**

まずは、かかりつけ医か担当のケアマネジャーに相談しましょう。ケアマネジャーがいない場合や、すでに訪問リハビリを受けたい事業所が決まっている場合は、事業所に直接問い合わせをしてください。

**病院を受診**

リハビリの必要性が認められると、医師が訪問リハビリの実施を指示する「指示書」を作成します。作成においては当院の受診が必要となるため、受診日を調整します。

**リハビリ担当者との面談**

指示書を受け取ったリハビリ担当者が利用希望者（またはその家族）と面談をします。そこで現在の身体状況などを確認し、今後の目標を立てます。

**事業所と契約を結び、利用開始日を決定**

介護保険給付の限度額を考慮したサービス内容を検討するなど、利用者の希望に寄り添ったケアプランを作成し、開始日を決定します。

**ご自宅へ訪問**

リハビリテーションを開始します。

**設定した目標を達成した後もサポートします。**

訪問リハビリを卒業（終了）した後も、状態が不安定だったり、もう一度集中的にリハビリを受けたいときは、いつでも再開することが可能です。お気軽にご相談下さい。

お気軽にご相談ください！

理学療法士 竹内 翔太

## ご利用料金

### 適用保険について

**介護保険適用の方**

■要支援・要介護認定を受けた方

### 介護保険利用の場合の基本料金

| | | |
|---|---|---|
| 訪問リハビリテーション料 | 1回 (20分) | 292単位 |
| サービス提供体制強化加算 | 1 回 | 6単位 |
| リハビリマネジメント加算Ⅰ | 1ヵ月に1回 | 230単位 |
| 短期集中リハビリテーション実施加算<br>（2日以上 / 1週間）<br>※退院・退所又は認定日から3ヵ月以内 | 1 日 | 200単位 |

**料金モデル**

Aさん（1割負担）が
1日40分（2回分）のリハビリを
週3回受けた場合

**1ヵ月 9,948円**（1割負担の場合）

**1日**

| | |
|---|---|
| ●訪問リハビリテーション料（2回分） | 584単位 |
| ●サービス提供体制強化加算（2回分） | 12単位 |
| ●短期集中リハビリテーション実施加算 | 200単位 |
| 計 | 796単位 |

**1ヶ月**

| | |
|---|---|
| ●796単位 ×12回 | 9,552単位 |
| ●リハビリマネジメント加算Ⅰ | 230単位 |
| 計 | 9,782単位 |

**1割負担**

9,782単位 ×10.17（伊勢崎市地域区分）=99,482.94円
1割負担の場合　9,948円

※訪問リハビリテーションは、1週間で最大120分の利用が可能です。
※訪問リハビリテーション料とサービス提供体制加算は、勤続年数3年以上のリハビリ専門スタッフが在籍している場合の単位を示しています。
※利用者の合計取得単位によって利用料金が異なります。
※上記の料金は、利用回数、加算を含んだ総単位数に地域区分を乗じて算出しています。
　請求の際には、端数計算の処理上、金額の違いが若干生じる場合がありますのでご了承ください。

## よくあるご質問

**Q. 介護認定を受けるためにはどうすればいいの？**

A. お住まいの市区町村の窓口で要介護認定の申請が必要になります。申請後は市区町村の職員などから 訪問を受け、聞き取り調査（認定調査）が行われます。その後、認定調査結果も含め介護認定審査会にて 要介護度を決定します。

**Q. 介護保険によるサービスを利用するためにはどうすればいいの？**

A. 介護保険では、要介護度に応じて受けられるサービスが決まっているため、自分がどんなサービスを受けるか、どういった事業所を選ぶかについてサービス計画書（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスの利用が始まります。（※サービス計画書は、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者が作成します。）


**医療法人石井会 石井病院**

営業時間
月曜日～金曜日 9:00～18:00
（祝日、12月30日～1月3日を除く）

〒372-0001 群馬県伊勢崎市波志江町1152
TEL: 0270-21-3111 FAX: 0270-21-3002
携帯: 080-3508-5651　担当: 竹内

お車でお越しになる方

■JR伊勢崎駅から車で5分

■北関東自動車道 伊勢崎 IC から車で15分

■北関東自動車道 駒形 IC から車で10分